

○経済産業省令第六十三号

鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための経済産業省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

経済産業大臣 齋藤 健

デジタル社会の形成を図るために規制改革を推進するための経済産業省関係省令の一部を改正する省令

(鉱業法施行規則の一部改正)

第一条 鉱業法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

(公示の方法)

第三条 法第一百四十二条の規定による処分の

要旨の公示は、経済産業省又は経済産業局の掲示場に掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行う。

(探査の結果の報告)

第四十四条の十四 法第一百条の十一に規定す

る報告は、様式第四十四に次に掲げる事項を記載した書面及びデータ（探査において得られた地質構造等の調査の結果（解析結果も含む）及びその記録）を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）を添えて行うこととする。

一・二 「略」

(フレキシブルディスクによる手続)

〔削る〕

第五十八条の二 次の表の上欄に掲げる書類

の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第三十九のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うこととする。

できる。

〔削る〕

第二十六条の二第一項 の申請書	第二十六条の二第二項 の申請書	第二十六条の二第三項 の届書	第二十六条の二第二項 の届書	第二十六条の二第三項 の届書	第二十六条の二第二項 の届書	第二十六条の二第一項 の申請書
様式第三十三 の申請書	様式第三十三 の申請書	様式第三十三 の届書	様式第三十三 の届書	様式第三十三 の届書	様式第三十三 の届書	様式第三十三 の申請書
様式第三十二 の申請書	様式第三十二 の申請書	様式第三十二 の届書	様式第三十二 の届書	様式第三十二 の届書	様式第三十二 の届書	様式第三十二 の申請書
様式第三十一 の申請書	様式第三十一 の申請書	様式第三十一 の届書	様式第三十一 の届書	様式第三十一 の届書	様式第三十一 の届書	様式第三十一 の申請書
様式第三十 の申請書	様式第三十 の申請書	様式第三十 の届書	様式第三十 の届書	様式第三十 の届書	様式第三十 の届書	様式第三十 の申請書

2 次の各号に掲げる書類の提出について

は、当該書類に記載すべきこととされる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第二十九のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

一 法第二十五条第一項の意見書及び同条第二項の書面（法第三十条第二項、法第

三十九条第四項、法第四十一条第四項、法第四十四条第三項及び法第四十五条第三項において準用する場合を含む。）

二 法第二十六条（法第三十条第二項、法第三十九条第四項、法第四十一条第四項、法第四十四条第三項及び法第四十五条第三項において準用する場合を含む。）

三 法第四十四条第三項、法第四十五条第三項及び法第四十五条第三項（法第三十条第二項、法第四十一条第四項、法第四十五条第三項及び法第四十五条第三項において準用する場合を含む。）

四 法第四十四条第三項、法第四十五条第三項及び法第四十五条第三項（法第三十条第二項、法第四十一条第四項、法第四十五条第三項及び法第四十五条第三項において準用する場合を含む。）

五 法第一百一条第二項の意見書

六 法第七十六条（第三十六条において準用する場合を含む。）の申請書

七 法第三十四条（第三十六条において準用する場合を含む。）の申請書

八 法第五十七条第一項の申請書及び理由書

九 法第四十三条の申請書

[削る]

[削る]

(フレキシブルディスクの構造)
第五十八条の三 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一 産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブル

二 日本産業規格X六一二三に適合する九

十ミリメートルフレキシブルディスク

カートリッジ
(フレキシブルディスクの記録方式)

第五十八条の四 第五十八条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一 トランクフォーマットについては、前

条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式

二 ポリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方

式

2 第五十八条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二二一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにより付ける書面)

第五十八条の五 第五十八条の二のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六一二三に規定するラベル領域に、次の各号に掲げる事項を記載した書面をはり付ければならない。

提出者の氏名又は名称

提出年月日

[削る]

(電子情報処理組織による手続の特例)
第五十八条の六 次の各号に掲げる者が、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条の電子情報処理組織を使用して当該手続を行うときは、当該各号に掲げる事項を当該手続を行う者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

一 法第六十二条第四項の規定による経済産業大臣又は経済産業局長への事業再開の届出をしようとする者 経済産業大臣

の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な事業再開届様式に記録すべき事項

二 法第六十八条（法第八十七条において準用する場合を含む。）の規定による経済産業大臣又は経済産業局長への鉱業事務所設置届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な鉱業事務所設置届様式に記録すべき事項及び最寄りの駅から鉱業事務所までの略図に記載されている事項

三 第三十三条第二項の規定による経済産業大臣又は経済産業局長への鉱業代理人選任の届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な鉱業代理人選任届様式に記録すべき事項

四 第三十三条第二項の規定による絏済産業大臣又は絏済産業局長への鉱業代理人選任の届出をしようとする者 絏済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な鉱業代理人選任届様式に記録すべき事項

五 第三十三条第二項の規定による絏済産業大臣又は絏済産業局長への鉱業代理人選任の届出をしようとする者 絏済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な鉱業代理人選任届様式に記録すべき事項

六 第三十三条第二項の規定による絏済産業大臣又は絏済産業局長への鉱業代理人選任の届出をしようとする者 絏済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な鉱業代理人選任届様式に記録すべき事項

(標識の様式および記載事項)

備考
表中の「」は注記である。

削る

削る

二 提出年月日	一 提出者の氏名又は名称	二 第二十六条 第二十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方 式に従つてしなければならない。 一 トランクフォーマットについては、前 条第一号のフレキシブルディスクに記録 する場合にあつては日本産業規格X六二 二二に、同条第二号のフレキシブルディ スクに記録する場合にあつては日本産業 規格X六二三五に規定する方式	二 日本産業規格X六二三に適合する九 十ミリメートルフレキシブルディスク カートリッジ
		二 第二十七条 第二十四条の規定によるフレキシブルディ スクには、日本産業規格X六二二又はX 六二二三に規定するラベル領域に、次に掲 げる項を記載した書面をはり付けなけれ ばならない。	(フレキシブルディスク) (フレキシブルディスクの記録方式)

様式第19(第8条の19関係)

様式第十九を次のように改める。

岩 石 採 取 標 識		氏名又は名称及び法人に あつては、その代表者の氏名 住 所
事務所の名称、所在地及び電話番号		
登録年月日及び登録番号		
採取計画の認可年月日及び認可番号		
採取をする岩石の種類及び数量		
採 取 の 期 間		
掘採の方法及び掘採をする土地の面積 (平方メートル)		
岩石の採取のための火薬類の使用の有無		
岩石の採取のための機械の種類及び数		
業 務 管 理 者 の 氏 名		
岩石採取場及びその周辺の状況を示す見取図		

(備考) 標識を岩石採取場の見やすい場所に掲示する場合は、縦70センチメートル以上、横100センチメートル以上の大きさとし、地面から50センチメートル以上の高さに設置すること。

様式第二十二中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

(武器等製造法施行規則の一部改正)

第三条 武器等製造法施行規則(昭和二十八年通商産業省令第四十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(電磁的記録媒体による手続)	(フレキシブルディスクによる手続)
第三十四条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう)及び様式第十七の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。	第三十四条 次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第十七のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。
管規程 規程認可申請書及び保 管規程	
様式第二十三	

〔削る〕	一 第三条第一項の武器製造事業許可申請書並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる添付書類(同号に掲げる定款を除く。)
	二 第五条の武器製造許可申請書及び添付書類
	三 第八条の武器製造事業承継届出書
	四 第九条第一項の武器種類変更許可申請書並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる添付書類
	五 第十二条第一項の特定設備新設等許可及び保管規程
	六 第十三条第一項の保管規程認可申請書並びに同条第二項第一号に掲げる添付書類
	七 第十四条の武器製造事業廃止届出書
	八 第十五条の武器製造事業廃止届出書

カートリッジ	一 第十三条第一項の武器工場等移転許可申請書並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる添付書類
	二 日本産業規格X六二二一に適合する九 十ミリメートルフレキシブルディスク ディスクカートリッジ
	三 産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という)X六二二一に適合する九 十ミリメートルフレキシブルディスク
	四 新設
	五 新設
	六 新設
	七 新設
	八 新設

[削る]

(フレキシブルディスクの記録方式)

(表決権又は選挙権に係る情報通信の技術を利用する方法)

(表決権又は選挙権に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三十六条 第三十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方

式に従つてしなければならない。

一 トランクフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二五に規定する方式

二 ポリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

2 第三十四条の規定によるフレキシブル

ディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇一二一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

(フレキシブルディスクにより付ける書面)

[削る]

第三十七条 第三十四条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 提出者の氏名又は名称

二 提出年月日

備考 表中の「」は注記である。

様式第十七中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

様式第十八から様式第二十五までを削る。

(商工会議所法施行規則の一部改正)

第四条 商工会議所法施行規則(昭和二十八年通商産業省令第五十二号)の一部を次のように改正す

る。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに応するものを掲げていないものは、これを削る。

(表決権又は選挙権に係る情報通信の技術を利用する方法)

(表決権又は選挙権に係る情報通信の技術を利用する方法)

第四条の三 法第十七条第三項(法第二十三条第三項、第二十四条第八項及び第五十条において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを受け取る方法

三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他のこれらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを受け取る方法

一 「略」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他のこれらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを受け取る方法

三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他のこれらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを受け取る方法

2 次に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を提出することにより行うことができる。

2 次に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を提出することにより行うことができる。

2 次に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を提出することにより行うことができる。

2 次に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を提出することにより行うことができる。

一〇八 [略]

付書類	業計画書	書及び同条第二項の添	法第三条第一項の申請	第十二条第一項の届出
付書	書	書	書	書
第三十八条第二項の申	第十七條第一項の届出	第十七条第二項の届出	第十八條の届出書	第十九條第一項の申請
の届出書	書	書	書	書、同条第二項第二号
第三十三条の二第一項	様式第二十六	様式第二十七	様式第二十八	様式第二十九
の届出書	様式第二十四	様式第二十五	様式第二十六	様式第二十七
第三十三条第一項の申	様式第三十三	様式第三十二	様式第三十一	様式第三十
の届出書	様式第三十三	様式第三十二	様式第三十一	様式第三十
第三十四条第一項の申	書及び同条第二項各号	書及び同条第二項各号	書及び同条第二項各号	書及び同条第二項各号
の届出書	に掲げる添付書類	に掲げる添付書類	に掲げる添付書類	に掲げる添付書類
第三十三条の二第一項	第三十四条第一項の申	第三十五条第一項の申	第三十六条第一項の申	第三十七条第一項の申
の届出書	の届出書	の届出書	の届出書	の届出書

削
る

に掲げる添付書類
十四 第三十三条の二第一項の届出書
十五 第三十八条第二項の申請書

第二十九条の第一項及び同条第三項又は第二十一条の二第一項の届出書

第一項の申請書及び同条第二項各号に掲げる添付書類

十 第十九条第一項の申請書、同条第二項
第二号から第九号までに掲げる書類及び
同条第三項の証する書面又は第二十三条

七
八 第十七条第一項の届出書
第十七条第二項の届出書

五 第十二条第一項の申請書及び同条第一項の添付書類

三 第十条第一項の申請書及び同条第二項各号に掲げる書類

二 法第二条の三第一項の申請書及び同条
第二項の事業計画書、事業収支見積書その
他の経済産業省令で定める書類（第六条
第四項第四号に掲げる定款を除く。）
二 第九条によつて第十四条の二に届出書

削
る

備考	表中の「」は注記である。	削る	削る
二 提出年月日	一 提出者の氏名又は名称	(フレキシブルディスクの記録方式) カートリッジ	二 日本産業規格X六二三三に適合する九 十ミリメートルフレキシブルディスク
面)	(フレキシブルディスクにはり付ける書 面)	第五十七条 第五十四条の規定によるフレキシブルディ スクへの記録は、日本産業規格X○二 ○一及びX○二○八に規定する図形文字並 びに日本産業規格X○二一一に規定する制 御文字のうち「復帰」及び「改行」を用い てしなければならない。 (フレキシブルディスクにはり付ける書	第五十六条 第五十四条の規定によるフレキ シブルディスクへの記録は、次に掲げる方 式に従つてしなければならない。 一 トランクフォーマットについては、前 条第一号のフレキシブルディスクに記録 する場合にあつては日本産業規格X六二 二二に、同条第二号のフレキシブルディ スクに記録する場合にあつては日本産業 規格X六二三五に規定する方式 二 ポリユーム及びファイル構成について は、日本産業規格X○六〇五に規定する 方式
二	三 文字の符号化表現については、日本產 業規格X○二○八附屬書一に規定する方 式	二 第五十四条の規定によるフレキシブル ディスクへの記録は、日本産業規格X○二 ○一及びX○二○八に規定する図形文字並 びに日本産業規格X○二一一に規定する制 御文字のうち「復帰」及び「改行」を用い てしなければならない。	二 第五十五条 第五十四条の規定によるフレキシブルディ スクには、日本産業規格X六二二一又はX 六二三三に規定するラベル領域に、次に掲 げる事項を記載した書面をはり付けなけれ ばならない。

第六条 工業用水道事業法施行規則（昭和三十三年通商産業省令第百十八号）の一部を次のように改
正する。

改 正 後	改 正 前
（議決権又は選挙権に係る情報通信の技術 を利用する方法）	（議決権又は選挙権に係る情報通信の技術 を利用する方法）
第一条 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号。以下、「法」という。）第十五条第三項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。	第一条 商工会法（昭和三十五年法律第八十九号。以下、「法」という。）第十五条第三項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
一　【略】	一　【略】
二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものと記録したものを交付する方法	二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
（監事の意見書に係る電磁的記録）	（監事の意見書に係る電磁的記録）
第二条の三 法第三十八条第四項の経済産業省令で定める電磁的記録は、会長の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面上に記載すべき事項を記録したものとす。	第二条の三 法第三十八条第四項の経済産業省令で定める電磁的記録は、会長の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面上に記載すべき事項を記録したものとす。
（監事の意見書に係る電磁的記録）	（監事の意見書に係る電磁的記録）
第二条の三 法第三十八条第四項の経済産業省令で定める電磁的記録は、会長の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面上に記載すべき事項を記録したものとする。	第二条の三 法第三十八条第四項の経済産業省令で定める電磁的記録は、会長の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面上に記載すべき事項を記録したものとする。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第十条 日本電気計器検定所法施行規則（昭和）

する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう¹に改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削除する。

二 ポリューム及びファイル構成について

は、日本産業規格X○六○五に規定する
方式

三 文字の符号化表現については、日本產
業規格X○二○八附属書一に規定する方
式

2 第二十五条の規定によるフレキシブル
ディスクへの記録は、日本産業規格X○二
○一及びX○二○八に規定する図形文字並
びに日本産業規格X○二二に規定する制
御文字のうち「復帰」及び「改行」を用い
てしなければならない。

(フレキシブルディスクにはり付ける書
面)

第三十八条 第二十五条のフレキシブルディ
スクには、日本産業規格X六二二一又はX
六二二三に規定するラベル領域に、次に掲
げる事項を記載した書面をはり付けなけれ
ばならない。

一 日本電気計器検定所 理事長 名

二 提出年月日

備考 表中の「」は注記である。

〔削る〕

〔削る〕

(フレキシブルディスクの構造)
第十六条 前条のフレキシブルディスクは、
次の各号の一に該当するものでなければな
らない。

一 産業標準化法(昭和二十四年法律第百
八十五号)に基づく日本産業規格(以下
「日本産業規格」という。)X六二二一号
(昭和六十二年)に適合する九十ミリメー
トルフレキシブルディスクカートリッジ

二 日本産業規格X六二二三号(昭和六十
二年)に適合する九十ミリメートルフレ
キシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクの記録方式)
第十七条 第十五条のフレキシブルディスク
への記録は、次に掲げる方式に従つてしな
ければならない。

一 トランクフオーマットについては、前
条第一項第一号のフレキシブルディスク
に記録する場合にはあつては日本産業規格
X六二二二号(平成二年)に、前条第一
項第二号のフレキシブルディスクに記録
する場合にあつては日本産業規格X六二
二五号(平成七年)に規定する方式

二 ポリューム及びファイル構成について
は、日本産業規格X○六○五号(平成七
年)に規定する方式

(フレキシブルディスクにはり付ける書
面)

第十八条 第十五条のフレキシブルディスク
には、日本産業規格X六二二一号(昭和六
十二年)又はX六二二三号(昭和六十二年)
に規定するラベル領域に、次に掲げる事項
を記載した書面をはり付けなければならない
い。

一 報告者の氏名

二 報告年月日

備考 表中の「」は注記である。

〔削る〕

(電磁的記録媒体による手続)
第十三条 第十三条第一項又は第二項の書類
の提出については、これらの書類に代えて、
当該書類の作成に必要となる事項を様式第
四により記録した電磁的記録媒体(電磁的
記録に係る記録媒体をいう。)を提出するこ
とにより行うことができる。

(電磁的記録媒体による手續)
第十五条 第十三条第一項又は第二項の書類
の提出については、これらの書類に代えて、
当該書類の作成に必要となる事項を様式第
四により記録したフレキシブルディスク及
び様式第五により作成したフレキシブル
ディスク提出票を提出することにより行う
ことができる。

様式第五を削る。

(ガス事業法施行規則の一部改正)

第十二条 ガス事業法施行規則(昭和四十五年通商産業省令第九十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

	改 正 後	改 正 前
(供給条件の説明等)		
第十三条 [略]		
2 [略]		
11 法第十四条第三項の経済産業省令で定め るものは、次に掲げるものとする。		
一・二 [略]		
三 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記 録媒体をいう。以下同じ。)に説明時交付 事項を記録したものを受けする方法		
12 [略]		
(書面の交付)		
第十四条 [略]		
2 [略]		
5 法第十五条第二項の経済産業省令で定め るものは、次に掲げるものとする。		
一・二 [略]		
三 電磁的記録媒体に契約締結時交付事項 を記録したものを受けする方法		
6 [略]		
(ガス小売事業者等による情報通信の技術 を利用した承諾の取得)		
第十六条 令第二条第一項(同条第三項にお いて準用する場合を含む。)に規定する電子 情報処理組織を使用する方法その他の情報 通信の技術を利用する方法であつて、經濟產 業省令で定めるものは、次に掲げるものと する。		
一・二 [略]		
三 電磁的記録媒体に小売供給を受けよう とする者の承諾に関する事項を記録した ものを得る方法		
(ガス小売事業者等による情報通信の技術 を利用した承諾の取得)		
第十七条 令第二条第一項(同条第三項にお いて準用する場合を含む。)に規定する電子 情報処理組織を使用する方法その他の情報 通信の技術を利用する方法であつて、經濟產 業省令で定めるものは、次に掲げるものと する。		
一・二 [略]		
三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムそ の他の記録媒体に小売供給を受けよう とする者の承諾に関する事項を記録した ものを得る方法		

(電磁的記録に記録された事項を表示する
方法等)**第一百九十三条** [略]2 法第百三十一条第二項第四号の経済産業
省令で定める電磁的方法は、次に掲げるも
ののうち、登録ガス工作物検査機関が定め
るものとする。

一 [略]

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファ
イルに情報を記録したものを交付する方
法

三 磁気ディスクその他これに準ずる方法

4 法第百三十一条第二項第四号の経済産業
省令で定める電磁的方法は、次に掲げるも
ののうち、登録ガス工作物検査機関が定め
るものとする。

一 [略]

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法

3 法第百三十一条第二項第四号の経済産業
省令で定める電磁的方法は、次に掲げるも
ののうち、登録ガス工作物検査機関が定め
るものとする。

一 [略]

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法

3 法第百三十一条第二項第四号の経済産業
省令で定める電磁的方法は、次に掲げるも
ののうち、登録ガス工作物検査機関が定め
るものとする。

一 [略]

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法

3 法第百三十一条第二項第四号の経済産業
省令で定める電磁的方法は、次に掲げるも
ののうち、登録ガス工作物検査機関が定め
るものとする。

一 [略]

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法

3 法第百三十一条第二項第四号の経済産業
省令で定める電磁的方法は、次に掲げるも
ののうち、登録ガス工作物検査機関が定め
るものとする。

一 [略]

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法

3 法第百三十一条第二項第四号の経済産業
省令で定める電磁的方法は、次に掲げるも
ののうち、登録ガス工作物検査機関が定め
るものとする。

一 [略]

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法

3 法第百三十一条第二項第四号の経済産業
省令で定める電磁的方法は、次に掲げるも
ののうち、登録ガス工作物検査機関が定め
るものとする。

一 [略]

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法

3 法第百三十一条第二項第四号の経済産業
省令で定める電磁的方法は、次に掲げるも
ののうち、登録ガス工作物検査機関が定め
るものとする。

一 [略]

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法

3 法第百三十一条第二項第四号の経済産業
省令で定める電磁的方法は、次に掲げるも
ののうち、登録ガス工作物検査機関が定め
るものとする。(電磁的記録に記録された事項を表示する
方法等)**第一百九十三条** [略]2 法第百三十一条第二項第四号の経済産業
省令で定める電磁的方法は、次に掲げるも
ののうち、登録ガス工作物検査機関が定め
るものとする。

一 [略]

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法

3 法第百三十一条第二項第四号の経済産業
省令で定める電磁的方法は、次に掲げるも
ののうち、登録ガス工作物検査機関が定め
るものとする。

一 [略]

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法

3 法第百三十一条第二項第四号の経済産業
省令で定める電磁的方法は、次に掲げるも
ののうち、登録ガス工作物検査機関が定め
るものとする。

一 [略]

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法

3 法第百三十一条第二項第四号の絏済産業
省令で定める電磁的方法は、次に掲げるも
ののうち、登録ガス工作物検査機関が定め
るものとする。

一 [略]

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法

3 法第百三十一条第二項第四号の絏済産業
省令で定める電磁的方法は、次に掲げるも
ののうち、登録ガス工作物検査機関が定め
るものとする。

一 [略]

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法

3 法第百三十一条第二項第四号の絏済産業
省令で定める電磁的方法は、次に掲げるも
ののうち、登録ガス工作物検査機関が定め
るものとする。

一 [略]

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法

3 法第百三十一条第二項第四号の絏済産業
省令で定める電磁的方法は、次に掲げるも
ののうち、登録ガス工作物検査機関が定め
るものとする。

一 [略]

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法

3 法第百三十一条第二項第四号の絏済産業
省令で定める電磁的方法は、次に掲げるも
ののうち、登録ガス工作物検査機関が定め
るものとする。

一 [略]

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法

3 法第百三十一条第二項第四号の絏済産業
省令で定める電磁的方法は、次に掲げるも
ののうち、登録ガス工作物検査機関が定め
るものとする。

一 [略]

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法

3 法第百三十一条第二項第四号の絏済産業
省令で定める電磁的方法は、次に掲げるも
ののうち、登録ガス工作物検査機関が定め
るものとする。

〔削る〕	一	二	三	四	五	六
						第四条第二項の石油生産計画の届出書
						第四条第二項の石油輸入計画の届出書
						第四条第二項の石油販売計画の届出書
						第四条第三項の石油生産計画の届出書
						第四条第三項の石油輸入計画の届出書
						第四条第三項の石油販売計画の届出書

(フレキシブルディスクの記録方式)

第九条 第七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一 トランクフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二五に規定する方式

二 ポリユーム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

第七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二二一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

〔削る〕

備考 表中の「」は注記である。

様式第八から様式第十四までを削る。

(石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

**第十四条 石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）の一
部を次のように改正する。**

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

一 提出者の氏名又は名称
二 提出年月日

〔電磁的記録媒体による手続〕
**第四十七条 次の各号に掲げる書類の提出に
ついては、当該書類の提出に代えて当該書
類に記載すべきこととされている事項を記
録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る
記録媒体をいう。）の提出又は次項で定める
電磁的方法をもって行うことができる。**

〔フレキシブルディスクによる手続〕
**第四十七条 次の表の上欄に掲げる書類の提
出については、当該書類に記載すべきこと
とされている事項を同表の下欄に掲げる様
式により記録したフレキシブルディスク及
び様式第四十五のフレキシブルディスク提
出票を提出することにより行うことができ
る。**

第九条第三項の申請書 及び第二十二条第三項 の申請書	様式第四十六
第十三条（第二十六条 において準用する場合 を含む。）の申請書	様式第四十七
第十四条第一項（第二 十六条において準用す る場合を含む。）の申請 書	様式第四十八

〔削る〕

第十六条第一項（第二 十六条において準用す る場合を含む。）の申出 書	様式第四十九
第十七条第一項（第二 十六条において準用す る場合を含む。）の申出 書	様式第五十
第十八条第一項（第二 十六条において準用す る場合を含む。）の届出 書	様式第五十一
第十九条の届出書	様式第五十四
第二十九条の届出書	様式第五十三
第三十条の届出書	様式第五十二
第二十七条第一項の申 請書	様式第五十一
第二十八条の申請書	様式第五十三
第三十二条第一項の届 出書及び同条第三項の 添付書類（同項第二号 及び第四号イに掲げる 書類を除く。）	様式第五十六
第三十二条第四項の届 出書	様式第五十五
第三十二条第五項の届 出書	様式第五十七
第三十三条第一項の届 出書	様式第五十九
第三十三条第五項の届 出書	様式第六十
第三十三条第六項の届 出書	様式第六十一

二 第十三条（第二十六条）において準用する場合を含む。の届出書

三 第十四条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の申請書

四 第十六条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の届出書

五 第十七条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の届出書

六 第十八条第一項（第二十六条において準用する場合を含む。）の届出書

七 第二十七条第一項の申請書

八 第二十八条の申請書

九 第二十九条の届出書

十 第三十条の届出書

十一 第三十二条第一項の届出書及び同条第三項の添付書類（同項第二号及び第四号イに掲げる書類を除く。）

十二 第三十二条第四項の届出書

十三 第三十二条第五項の届出書

十四 第三十三条第一項の届出書及び同条第四項第一号に掲げる添付書類

第三十四条第一項の届出書	第三十六条第一項の届出書	第三十九条の届出書	第四十一条第一項において読み替えて準用される第三十九条の届出書	第四十一条第二項において読み替えて準用される第三十九条の届出書
様式第六十二	様式第六十三	様式第六十四	様式第六十五	様式第六十六

削
る

削
る

えて準用される第三十九条の届出書
前項の電磁的方法は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものとする。

〔新設〕

新
三

(フレキシブルディスクの記録方式)
第四十九条 第四十七条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次の各号に掲げる方式に従つてしなければならない。

一 トランクフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X-62二

第十五条

(揮発油等の品質の確保等に関する法律測定規様式第四十五から様式第六十八までを削る。)

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

	改 正 後	改 正 前
(情報通信の技術を利用する方法)	(情報通信の技術を利用する方法)	(情報通信の技術を利用する方法)
第三十九条 法第十七条の十一第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。	第三十九条 法第十七条の十一第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。	第三十九条 法第十七条の十一第二項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
一 「略」	二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを作成する方法	二 磁気ディスク、シール・ディスクその他これらに準する方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
備考 表中の「」は注記である。		
(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)	(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)	(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)
第五十四条の二 「略」	第五十四条の二 「略」	第五十四条の二 「略」
2 法第十七条の十九第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録分析機関が定めるものとする。	2 法第十七条の十九第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録分析機関が定めるものとする。	2 法第十七条の十九第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものにより一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
一 「略」	二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	二 磁気ディスク、シール・ディスクその他これらに準する方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚 ^{だいな} の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則の一部改正)	(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則（昭和五十三年通商産業省令第二十九号）の一部を次のように改正する。)	(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則（昭和五十三年通商産業省令第二十九号）の一部を次のように改正する。)
第十六条 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法施行規則の一部改正	第二十九条 法第十七条の十九第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録分析機関が定めるものとする。	第二十九条 法第十七条の十九第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録分析機関が定めるものとする。
第二十七条から第三十条までを削る。	第二十七条から第三十二条までを削る。	第二十七条から第三十二条までを削る。
様式第十七から様式第三十二までを削る。	様式第十七から様式第三十二までを削る。	様式第十七から様式第三十二までを削る。

(商品投資顧問業者の業務に関する省令の一部改正)

第二十一条 商品投資顧問業者の業務に関する省令（平成四年通商産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう¹⁾に改める。

改正後

改正前

(投資者の保護に欠ける禁止行為)

2 第四条 [略] [略]

3 商品投資顧問業者は、第一項第五号の規定による書面の交付に代えて、第六項で定めること。

めることにより、当該顧客の承諾を得て、

前項に規定する事項に係る情報を電子情報
処理組織を使用する方法その他の情報通信

の技術を利用する方法であつて次に掲げる
の技術を利用する方法であつて次に掲げる

もの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。こ

の場合において、当該商品投資顧問業者は、
該書面を交付したものとみなす。

略

電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製
の他これらに準ずる方法により一定の事

するファイルに書面に記載すべき事項に
係る情報を記録したものを交付する方法

付記欄に記入したものを

4
5
7
〔略〕

4
5
7
交付する方法
〔略〕

(情報通信の技術を利用する方法)
第九条 法第二十二条の主務省令で定める方
(情報通信の技術を利用する方法)
第九条 法第二十二条の主務省令で定める方

法は、次に掲げる方法とする。

二一
電磁的記録媒体をもつて調製するファ
略

二一
磁気ディスク、シー・ディー・ロムそ
略

イルに書面又は報告書に記載すべき事項
の他これらに準ずる方法により一定の事
項を確実に記録しておこなうべきもの

は僕を情幸と言金したものと云ふてゐるが
法

告書に記載すべき事項に係る情報を記録したものを交付する方法

備考 長中り 」しは主にいふこと。	〔略〕
2 ～ 4	2 ～ 4

別紙様式第一号中「金第 条第 項第 号」を削る。

別紙様式第一卯廿「令第 条第 項第 号」を置く。

(ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第二十二条 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則(平成五年通商産業省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていらないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
(情報通信の技術を利用する方法)	(情報通信の技術を利用する方法)
第九条の二 法第五条の二第一項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。	第九条の二 法第五条の二第一項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
一 「略」	一 「略」
二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したもの交付する方法	二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
2・3 「略」	2・3 「略」
(電磁的記録媒体による手続)	(フレキシブルディスクによる手続)
第十四条 第一条及び第四条の届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を提出することにより行うことができ	第十四条 次の表の上欄に掲げる届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第五のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。
〔削る〕	〔削る〕
第一条の届出書 第四条の届出書 〔フレキシブルディスクの構造〕	〔第一条の届出書 第四条の届出書 〔フレキシブルディスクは、前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。〕
一 日本産業規格X六二二一に適合する九 十ミリメートルフレキシブルディスク カートリッジ	一 提出者の氏名又は名称 二 提出年月日

備考 表中の「」は注記である。
様式第五から様式第七までを削る。

〔削る〕	〔削る〕
2 第十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二二一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。	2 第十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二二一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。
(フレキシブルディスクにはり付けられる書面)	(フレキシブルディスクにはり付けられる書面)
二十七条 第十四条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一 提出者の氏名又は名称 二 提出年月日	二十七条 第十四条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二一又はX六二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一 提出者の氏名又は名称 二 提出年月日

〔削る〕

〔削る〕

(電子情報処理組織による手続の特例)

〔削る〕

第三十一条

次の各号に掲げる者が、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年経済産業省令第八号)第三条の電子情報処理組織を使用して当該手続を行うときは、当該各号に掲げる事項を当該手続を行う者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

一 法第十八条第三項の規定による経済産業大臣への届出をしようとする者

経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な廃棄届出

様式(様式第九)に記録すべき事項

二 法第二十一条第一項の規定による経済

産業大臣への届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な製造実

績届出様式(様式第十三)に記録すべき事項

三 法第二十一条第二項の規定による経済

産業大臣への届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な輸入

実績届出様式(様式第十四)に記録すべき事項

四 法第二十八条の規定による経済産業大

臣への届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な輸出

実績届出様式(様式第二十)に記録すべき事項

五 法第二十九条第一項の規定による経済

産業大臣への届出をしようとする者 経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な製造実

(フレキシブルディスクの構造)

第二十八条

前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。

一 産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブル

ディスクカートリッジ

二 日本産業規格X六一二三に適合する九

十ミリメートルフレキシブルディスク

カートリッジ

(フレキシブルディスクの記録方式)

第二十九条 第二十七条の規定によるフレキ

シブルディスクへの記録は、次に掲げる方

式に従つてしなければならない。

一 トランクフォーマットについては、前

条第一号のフレキシブルディスクに記録

する場合にあつては日本産業規格X六二

二二に、同条第二号のフレキシブルディ

スクに記録する場合にあつては日本産業

規格X六二二五に規定する方式

二 ポリユーム及びファイル構成について

は、日本産業規格X〇六〇五に規定する方

式

三 文字の符号化表現については、日本産

業規格X〇二〇八附属書一に規定する方

式

二 第二十七条の規定によるフレキシブル

ディスクへの記録は、日本産業規格X〇二

〇一及びX〇二〇八に規定する图形文字並

びに日本産業規格X〇二二一に規定する制

御文字のうち「復帰」及び「改行」を用い

てしなければならない。

(フレキシブルディスクに付ける書面)

第三十条 第二十七条のフレキシブルディス

クには、日本産業規格X六二二一又はX六

二二三に規定するラベル領域に、次に掲げ

る事項を記載した書面をはり付けなければ

ならない。

二 提出年月日
提出者の氏名又は名称

		備考 表中の「」は注記である。		
		改 正 後	改 正 前	
		(電気事業法施行規則の一部改正)		
第三条の十二	〔略〕			
12	2 ～ 11	法第二条の十三第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二 〔略〕	法第二条の十三第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二 〔略〕	法第二条の十三第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二 〔略〕
三 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に説明時交付事項を記録したものを交付する方法	〔略〕	(書面の交付)	(書面の交付)	(書面の交付)
13	2 ～ 4	〔略〕	〔略〕	〔略〕
第三条の十三	〔略〕			
5	法第二条の十四第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二 〔略〕	三 電磁的記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを受け取ったことを証明する方法	三 磁気ディスク、シール・ディスク、ロムその他の記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを受け取ったことを証明する方法	三 磁気ディスク、シール・ディスク、ロムその他の記録媒体に契約締結時交付事項を記録したものを受け取ったことを証明する方法
6	〔略〕			

(小売電気事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得)

(小売電気事業者等に
を利用した承諾の取得)

一 電磁的記録媒体に当該承諾に関する事項を記録したものと交付する方法

(保安機関による情報通信の技術を利用す
る方法を用いた周知事項の提供の方法)

第三十八条の三 保安機関は、前条第一項及び第二項の規定による書面の配布に代えて、当該一般消費者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条及び次条において「周知事項」という)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条及び次条において「電磁的方法」という)により提供する」とが当該書面を配布したものとみなす。

一・二・一 「略」

三 電磁的記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法

2 「略」

(保安機関による情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第三十八条の四 保安機関は、前条第一項の規定により周知事項を提供しようとするときは、次項に定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げるもの(第三項において「書面等」という。)による承諾を得なければならない。

一・二・二 「略」

三 電磁的記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものと得る方法

2・3 「略」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体をもつて調整するファイルに当該承諾に関する事項を記録したものと交付する方法

(保安機関による情報通信の技術を利用す
る方法を用いた周知事項の提供の方法)

第三十八条の三 保安機関は、前条第一項及び第二項の規定による書面の配布に代えて、当該一般消費者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条及び次条において「周知事項」という)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条及び次条において「電磁的方法」という)により提供する」とが当該書面を配布したものとみなす。

一・二・二 「略」

三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に周知事項を記録したものを交付する方法

2 「略」

(保安機関による情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第三十八条の四 保安機関は、前条第一項の規定により周知事項を提供しようとするときは、次項に定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げるもの(第三項において「書面等」という。)による承諾を得なければならない。

一・二・三 「略」

三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に一般消費者等の承諾に関する事項を記録したものと得る方法

2・3 「略」

様式第四を次のように改める。
様式第4(第8条関係)

液化石油ガス販売事業者記入欄	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
氏名又は名称	
代表者の氏名	
販売所の名称及び所在地	

(備考) 1 登録番号の欄には、番号の前に登銀行政庁名を記載すること。

2 標識を販売所ごとに公衆の見やすい場所に掲示する場合における当該標識は、縦三〇センチメートル、横四〇センチメートルの大きさとすること。

(貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部改正)

第二十六条 貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成十年通商産業省令第八号)の一部を次のように改正する。

第一条第四項及び第二条第六項を削る。

第三条から第六条までを次のように改める。

第三条から第六条まで 削除

別紙様式第6 別紙様式第6を次のように改める。

別紙様式第7 別紙様式第7から別紙様式第12までを削る。

(対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則の一部改正)

第二十七条 対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律施行規則(平成十一年通商産業省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

(電磁的記録媒体による手続)

第十四条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)を提出することにより行うことができる。

〔削る〕

(フレキシブルディスクによる手続)

第十四条 次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第十二により作成したフレキシブルディスク提出表を提出することにより行うことができる。

〔削る〕

第一条の申請書	様式第十三
第三条の申請書	様式第十四
第四条の届出書	様式第十五
第五条の届出書	様式第十六
第六条の届出書	様式第十七
第七条の届出書	様式第十八
第八条の届出書	様式第十九

七 六 五 四
第八条の申請書 第八条の申請書
第七条の申請書 第七条の申請書
第六条の申請書 第六条の申請書
第五条の申請書 第五条の申請書

〔削る〕

〔フレキシブルディスクの構造〕
第十五条 前条のフレキシブルディスクは、次の方のいずれかに該当するものでなければならぬ。
一 産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)X六二二一に適合する九ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
二 日本産業規格X六二三三に適合する九ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

〔削る〕

(フレキシブルディスクの記録方式)

第十六条 第十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。
一 トランクフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格X六二三五に規定する方式

二 ポリューム及びファイル構成について
三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方

式

2 第十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する图形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字の内「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

〔削る〕

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)
には、日本産業規格X六二二一又はX六二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならぬ。

- 一 提出者の氏名又は名称
- 二 提出年月日

備考 表中の「」は注記である。

様式第十二から様式第十九までを削る。

(アルコール事業法施行規則の一部改正)

第二十八条 アルコール事業法施行規則(平成十二年通商産業省令第二百九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条から第四十六条までを削る。

様式第五十八から様式第二百二までを削る。

(経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二十九条 経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年経済産業省令第三十二号)の一部を次のよう改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後
(電磁的記録による保存)		

改	正	前
(電磁的記録による保存)		

第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法

令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいづれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられた

ファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記

録に係る記録媒体をいう。以下同じ)をもつて調製するファイルにより保存する方法

方法

デイ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルにより保存する方法

方法

二 書面に記載されている事項をスキヤナ(これに準ずる画像読み取り装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルにより保存する

方法

2 〔略〕
(電磁的記録による作成)

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行なう場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもつて調製する方法により作成を行わなければならぬ。

2 〔略〕
(電磁的記録による作成)

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行なう場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつて調製する方法により作成を行わなければならぬ。

2 〔略〕
(電磁的記録による交付等)

第六条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第五の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

第一 条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法

令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいづれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられた

ファイル又は磁気ディスク、シード等をもつて調製する方法

備考 表中の「」は注記である。

(有限責任事業組合契約に関する法律施行規則の一部改正)

第三十条 有限責任事業組合契約に関する法律施行規則(平成十七年経済産業省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

